

[参考：平成14年4月自賠責保険制度改定の概要]

1. 保険金等の支払基準の法定化

自賠責保険の保険金等を迅速かつ公平にお支払いするための「支払基準」を、法律により国土交通大臣および内閣総理大臣が定めることとなりました。

2. 後遺障害による損害の保険金支払限度額の改定

神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合、常時介護のとき最高3,000万円までであった限度額が4,000万円までに、随時介護のときは最高2,590万円までであった限度額を3,000万円までに改定されることとなりました。

3. 保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、保険会社から書面により提供されることとなりました。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（保険金等を請求された時点）
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（保険金等をお支払いした時点）
- ・お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）

また、上記に加えて必要な追加情報を保険会社に請求することができます。

4. 保険金等のお支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険の保険金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されることとなりました。この機関は自賠責保険の保険金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

5. 政府再保険の廃止

従来は保険会社が引き受けた保険責任の6割（原動機付自転車を除く）を政府に再保険を行っておりましたが、この政府再保険制度が廃止され保険会社が保険責任を100%保有することとなりました。

6. 保険料等充当交付金

政府再保険の廃止に伴い、自賠責保険特別会計の累積運用益の一部をご契約者に還元するため、保険始期が平成14年4月1日以降平成20年3月31日以前の自賠責保険契約について保険料等充当交付金が交付されることとなりました。

この交付金をご契約者が保険会社にお支払いになる保険料の一部に充てるよう、政府から保険会社に交付されることとなりますので、ご契約者はこの交付金の額をあらかじめ控除した額の保険料を保険会社にお支払いいただくこととなります。

なお、自賠責保険料表、自賠責保険証明書等における保険料の表示は、保険料等周到交付金を控除した保険料となっております。

7. 死亡事故追加保険料制度の廃止

自動車の運行により保有者および運転者以外の者が死亡したときに、契約者が死亡事故追加保険料を支払う制度が廃止されます。ただし、死亡日が平成14年3月31日以前の場合は従来どおり死亡事故追加保険料をお支払いいただくこととなります。